

# 岡山県備中県民局高梁地域事務所清掃作業基準

この基準は、作業の大要を示すものであり、現場の状況に応じ、軽微な部分は本書に記載のない事項であっても、岡山県備中県民局高梁地域事務所監督員（以下「監督員」という。）が美観、又は建物管理上必要と認めた作業は、委託金額の範囲内で実施するものとする。

## 1 一般的事項

作業の実施に当たっては、委託者の業務に支障のないように十分注意し、作業上での衛生の確保と火気取締りを厳重に行うこと。また、精密な機械を設置している部屋も多く、衝撃、ごみ、火気及び湿気等は、特に故障の原因となるので、作業に当たっては、特に次の項目に十分注意して実施すること。

- (1) ごみを飛散させないこと。
- (2) 清掃器具類を機械等にあてないこと。
- (3) 引火性ガソリン、ベンジン等の引火性薬品は使用しないこと。
- (4) 水の使用に当たっては、十分注意し、必要に応じて覆いをするなど機械その他に飛沫させないこと。
- (5) その他細部については、監督員の指示を受けること。

## 2 使用材料

- (1) 作業に使用する材料は、すべて品質良質なものを使用すること。
- (2) 清掃に使用する材料、機械、器具等一切は、受託者の負担とし、電力、水道及びガスの使用は、委託者の負担とする。

## 3 作業工程

受託者は、定期清掃を行う際には監督員とあらかじめ協議の上、業務実施計画表及び作業工程表を作成し、監督員の承認を受けること。

## 4 損害その他

- (1) 作業の実施に当たり、構内の建物、工作物及びその他に対し、損害を与えたときは受託者の負担とする。
- (2) 作業の実施中破損箇所を発見した場合は、直ちに監督員に報告すること。

## 5 庁舎の清掃

### (1) 日常清掃

#### 1) 床面清掃

##### ① 廊下、階段等（毎日）

- ・リノリウム、ピータイル床については、自在ボーキ、ダストモップ等を使用し、掃き掃除をする。なお、汚れのひどい場合は、水洗いの上、ブラシにより洗浄する。階段手摺りは、乾布で拭き上げをする。
- ・テラゾー、タイル、磁気タイルの床については、シュロボーキ、モップ又は雑巾類で清掃する。なお、汚れのひどい場合は、水洗いの上、ポリッシャーにより清掃する。

##### ② 事務室（週3回）

- ・ごみの飛散の防止のため、自在ボーキ、ダストモップ等を使用し、週に3回実施する。なお、汚れのひどい場合は、水洗いの上、ブラシにより洗浄する。この際、簡易に移動できる椅子、ついたて等の備品類は、移動した上、清掃する。

##### ③ 会議室（週1回）

- ・ごみの飛散の防止のため、自在ボーキ、ダストモップ等を使用し、週に1回実施する。なお、汚れのひどい場合は、水洗いの上、ブラシにより洗浄する。

##### ④ 休養室のたたみ床（週1回）

- ・ほうき等を使用し、清掃する。汚れがひどい場合は洗剤を用い雑巾掛けをする。

- 2) 本館正面玄関ガラス戸 (週2回)
  - ・乾布でくもりの無いように乾拭きをする。
- 3) 本館1階ミーティングテーブル、ガラスケース (毎日)
  - ・ごみを払い、その上を雑巾掛けする。
- 4) 便所の汚物入れ・便器、洗面器具 (毎日)
  - ・便所の汚物入れは、容器より取り出し、内部を水洗い掃除の上、監督員の指定する場所に廃棄する。
  - ・便器、洗面器、スロープシシング及びシンクタンク類は、毎日水洗いし、週2回は、洗剤を用い水洗いの上、布拭き掃除する。
- 5) 湯沸流し台 (毎日)
  - ・湯沸流し台は、磨き粉又は洗剤で洗い、雑巾掛けする。
  - ・茶殻、燃えるごみは監督員の指定する場所へ廃棄する。
- 6) 喫煙所 (毎日)
  - ・喫煙所 (屋上) の吸殻は、監督員の指定する場所に廃棄する。
- 7) 玄関駐車場及び玄関周り (毎日)
  - ・朝1回、ごみ拾いを行う。
- 8) 外回り清掃 (側溝を含む) (週2回)
  - ・ごみ拾い、落葉清掃等を実施し、美観と清潔を保持する。必要に応じて側溝の清掃も行う。
  - ・植栽 (低木のみ) については、朝夕灌水を実施する。7月～10月については毎日実施する。
- 9) 案内板、掲示板 (週1回)
  - ・ごみを払い、その上を雑巾掛けする。
- 10) ごみ等の処理 (毎日)
  - ・各階のごみ置き場の可燃ごみ・不燃ごみを監督員の指定する場所へ運搬・集積する。
  - ・可燃ごみ・不燃ごみ以外のリサイクルごみ等については、監督員の指定する場所へ適宜運搬・集積する。

## (2) 定期清掃

- 1) ワックスがけ清掃 (年2回)

リノリューム床、ピータイル床部分について、以下の要領で行う。

  - ・掃き掃除の後、ポリシャーを用い洗浄する。
  - ・モップで拭き取る。
  - ・十分に乾燥させた後、ワックスを均等に塗布する。
  - ・移動させておいた机等を元の位置に戻す。
- 2) 窓ガラス清掃 (年3回)

窓ガラス、網戸について、以下の要領で行う。

  - ・乾いたモップ又はブラシ等を用いクモの巣等のちり払いをする。
  - ・ゴムスクイジー等で水拭きをする。
  - ・汚れがひどい場合は、液状中性洗剤で汚れを落とし、水洗いする。なお、グラストーなど砥粒の入った洗剤、酸性あるいはアルカリ性の強い洗剤は使用しないこと。